

和光市建設工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、和光市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）対象とする工事は、和光市が発注した1件の請負契約金額が500万円以上の請負工事とする。

ただし、別表1に示す工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容及び考査項目)

第3条 評定内容及び考査項目は、土木工事にあつては、建設工事成績報告書（土木）から別紙3-24に準じて行うものとし、建築工事にあつては、工事成績採点表（建築・電気設備・機械設備工事等）様式第1号から様式第34号に準じて行うものとする。

(工事成績の評定者)

第4条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、下記の者とする。

- (1) 和光市組織規則第8条に規定する主席検査員及び検査員
- (2) 和光市工事監督要綱第3条の規定による監督員
- (3) 工事を公平、公正に評価し得る者として、その工事を所管する課（所）長が所属の職員のうちから指定する工事成績評定員

(成績評定の方法)

第5条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 監督員及び総括監督員、工事成績評定員である評定者は工事完成のとき、検査員である評定者は完成検査実施のとき、それぞれ行うものとする。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して行うものとする。ただし、工事の評定者となる監督員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。

4 工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関して、受注者は、実施状況を別紙様式第1号により工事完成通知書と同時、またはそれ以前に提出することができる。

5 前項により提出された内容については、工事成績評定に適切に反映させるものとする。

(成績評定結果の報告)

第6条 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし評定者は、評定を行ったときは、和光市工事検査規則第9条に規定する検査結果の報告に添付し市長に報告するとともに、工事検査結果通知書に添付して工事主管部長に通知するものとする。

(成績評定結果の通知公表)

第7条 工事主管部長は、和光市建設工事成績評定結果通知公表実施要領の定めるところにより工事成績評定の結果を当該工事の受注者に通知し公表するものとする。

2 成績結果の通知公表は、1件の請負契約が500万円を超える請負工事とする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、主席検査員が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成20年6月16日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年6月16日以後に契約を締結した工事から適用する。
- 3 この要領は、平成23年8月1日以後に完成した工事から適用する。
- 4 この要領は、平成24年8月1日から施行する。

別表1 評定を省略することのできる工事

工 種 別	工 事 内 容
1 修繕工事	機能の回復を主とする軽微な修繕及び維持管理の工事
2 整地工事	敷地の造成等
3 改修工事	防水、塗装、内外装、建具等で部分的に改修するもの
4 設置・取付工事	防護柵、転落防止柵、モニュメント等の二次製品的なものを設置し、又は取り付けるもの
5 機械設置工事	操作盤等の工事
6 道路標識等の設置工事	道路標識、道路反射鏡、区画線等の工事、サイン工事
7 街路灯設置工事	防犯灯等の設置、道路照明灯(軽微な物・単契)
8 植栽・芝張り工事	樹木の植栽、芝張り等の単独工事
9 その他	主席検査員との協議に基づき発注課(所)長が認めた工事。